

調査船「新ひょうご」第4回中間検査受験整備工事（機関部）

入札説明書

（注意事項を含む）

（別 添）

1 各種様式

- ・一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（様式第2号）
- ・委任状
- ・入札書
- ・入札書（再入札用）
- ・見積書
- ・入札書（書留郵便用）

2 仕様書

3 契約書

- ・調査船「新ひょうご」第4回中間検査受験整備工事（機関部）契約書（案）
- ・誓約書

県立農林水産技術総合センター水産技術センター

調査船「新ひょうご」第4回中間検査受検整備工事（機関部）に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の実施については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

## 1 入札に付する事項

### (1) 工事名

調査船「新ひょうご」第4回中間検査受検整備工事（機関部）

### (2) 仕様 別添仕様書及び設計書のとおり

### (3) 履行期限

令和4年11月11日（金）

ただし、当該調査船の運航計画上、整備工場に入渠できる日は令和4年10月17日（月）以降となる。

### (4) 履行場所

契約業者の整備工場

## 2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加者として認定された者であること。

ただし、名簿に登録されていない者で入札を希望する者は、所定の物品関係入札参加資格審査申請書に関係書類を添えて、令和4年10月3日（月）午後4時までに下記の申請場所へ持参すること。

・申請場所 兵庫県出納局物品管理課（神戸市中央区下山手通5丁目10番1号）

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格の資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争入札参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該工事の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（昭和14年法令第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（昭和11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

## 3 入札者に求められる義務

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、1(2)で示した仕様で整備が行えることを確認できる書類を、令和4年10月4日（火）午後4時までに、4(1)に提出すること。
- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)の提出書類に関し、説明を求められた場合は、それに応じること。

## 4 入札参加の申込み

### (1) 提出場所

〒674-0093

兵庫県明石市二見町南二見22-2

兵庫県立農林水産技術総合センター 水産技術センター 担当 坂田

電話番号 (078) 941-8601

### (2) 提出期間

令和4年9月26日（月）～10月4日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

毎日午前9時から午後4時まで（正午～午後1時までを除く。）

### (3) 提出書類

ア 申込書を作成の上、上記(1)に直接持参または郵送（必ず「書留」または「簡易書留」扱い）すること。

イ 上記2(1)の事実を確認するため、県が登録時に送付した「物品関係入札参加資格審査結果通知書」の写しを申込書に添付すること。2(1)のただし書きに該当する者は、「物品関係入札参加資格審査申請書受付票」（出納局管理課の受付印があるもの。）でもって代替とする。

(4) 一般競争入札参加資格の確認

ア 一般競争入札参加資格の確認基準日は、上記(2)の最終日とする。

イ 申込者の一般競争入札参加資格の有無については、提出のあった申込書及び関係書類に基づいて確認し、その結果を令和4年10月6日（木）までに申込者に文書（一般競争入札参加資格確認通知書）で通知する。

については、返信用封筒(定型長3)を入札参加申込書に添えて提出すること。返信用封筒には、84円切手を貼付し、返信先の住所を記載しておくこと。

ウ 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、次により書面（様式は任意）を持参し、契約担当者に対して説明を求めることができる。

(ア) 提出期間

令和4年10月6日（木）～令和4年10月7日（金）まで

土曜日、日曜日及び祝日を除く平日午前9時から午後4時まで（正午～午後1時までを除く。）

(イ) 提出場所

上記(1)に同じ。

(ウ) 回答

説明を求めた者に対し、令和4年10月12日（水）までに書面により回答する。

(5) その他

ア 申込書、関係書類の作成及び提出に係る費用は、申込者の負担とする。

イ 提出された申込書及び関係書類は、一般競争入札参加資格の確認以外には、申込者に無断で使用しない。

ウ 提出された申込書及び関係書類は、返却しない。

エ 申込書の提出期限日の翌日以降は、申込書及び関係書類の差し替え又は再提出は認めない。

5 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

6 契約条項等（契約書及び仕様書等）を示す場所及び日時

(1) 閲覧場所

兵庫県立農林水産技術総合センター 水産技術センター

(2) 閲覧日時

令和4年9月26日（月）～令和4年10月4日（火）まで

土曜日、日曜日及び祝日を除く平日午前9時から午後4時まで（正午～午後1時までを除く。）

7 入札説明書、入札参加資格確認資料等を交付する場所及び日時

(1) 交付期間

令和4年9月26日（月）～令和4年10月4日（火）まで

(2) 交付方法

県のホームページ(<http://web.pref.hyogo.lg.jp/>)に掲示して様式等を提供する。

なお、様式等は、県ホームページの「入札・公売情報」→「入札公告」→「委託・役務」→「入札公告様式」の順にクリックして各画面を開き、ダウンロードを行い保存することにより取得すること。

8 入札・開札の日時及び場所

(1) 日時 令和4年10月14日（金）午前11時

(2) 場所 兵庫県明石市二見町南二見22-2 水産技術センター 2階会議室

(3) 上記4(4)イの一般競争入札参加資格確認通知書の写しを当日持参すること。

## 9 入札書の提出方法

入札書は、入札日時に入札箱に投入すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、入札書を封筒に入れて密封の上、その封皮に「入札書」と表記の上、宛名及び入札件名等を記入し、令和4年10月13日（木）午後5時までに、上記4(1)の場所に必着のこと。

ただし、名簿に登載されていない者で上記2(1)のただし書きの申請を行った者が、資格審査の終了前に入札書を提出した場合は、その者が入札の日時までに「一般競争入札に参加する者に必要な資格等（昭和41年兵庫県告示第149号）」に基づく資格を有すると認められなければ受理できない。

(1) 大型サイズの封筒を用いて必ず書留又は簡易書留扱いとし、以下のものを同封すること。

ア 氏名を表記した封筒で封印した入札書

なお、開札の日に立会いできない入札者で2回目の入札にも参加を希望するときは、「1回目入札」と「2回目入札」の入札書を作成し、それぞれ別封筒に封入し、氏名とともに必ず「1回目入札」、「2回目入札」の区別を記入すること。

イ 前記4(4)イの一般競争入札参加確認通知書の写し

ウ 下記11(1)の入札保証金を納入したことを証する書類又は入札保証保険証書

(2) 上記(1)の書類が令和4年7月4日（月）午後5時までに前記4(1)の場所に必着のこと。

(3) 持参又は郵送等により入札書を提出した者のうち、提出した入札書が1通のみの場合は1回目の入札のみに参加希望とみなし、2回目の入札が実施される場合はこれを辞退したものとみなす。

## 10 入札書の作成方法

(1) 入札書は、日本語で記載し、金額については日本国通貨とし、アラビア数字で表示すること。

(2) 入札書は、所定の別紙様式によること。

(3) 入札書の記載に当たっては、次の点について留意すること。

ア 件名は、上記1(1)に示した件名とする。

イ 年月日は、入札書の提出日とする。

ウ 入札者の氏名及び押印は、法人にあっては法人の名称又は商号及び代表者の氏名とし、また、印章は兵庫県に届出のものとする。

エ 代理人が入札する場合は、入札者の氏名の表示並びに当該代理人の氏名及び押印があること。

オ 外国業者にあって押印の必要があるものについては、署名をもって代えることができる。

(4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

万一誤って記載したときは、新しい入札書を使用すること。

(5) 入札執行回数は、2回を限度とする。

(6) 一度提出した入札書は、これを書換え、引換え又は撤回することはできない。

(7) 工事費内訳書の提出

ア 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求められることがある。

イ 職員が、工事費内訳書に基づき説明を求める場合もあるので、内訳書を必ず、入札会場に持参すること。

ウ 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、その内容が入札金額及び契約金額等を拘束するものではない。

## 11 仕様書等に関する質問

(1) 入札説明書、仕様書等交付書類に関して疑問がある場合は、次により文書(様式は任意)で質問すること。

ア 受付期間

令和4年9月26日（月）～令和4年10月4日（火）まで

土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から午後5時まで（正午～午後1時までを除く。）

イ 受付場所 上記4(1)に同じ

ウ その他

質問文書は、持参または電子メールによるものとするが、FAX（078-941-8604）の場合は事前に電話連絡（078-941-8601）の上、送信すること。

(2) 回答書は、次のとおり閲覧に供するとともに、前記4(4)イに規定する一般競争入札参加資格確認通知者のうち一般競争入札参加資格「有」と通知した者全員に電子メールまたはFAXにて送付する。

ア 閲覧期間

令和4年10月7日（金）～令和4年10月13日（木）まで

土曜日、日曜日及び祝日を除く平日午前9時から午後5時まで（正午～午後1時までを除く。）

イ 閲覧場所 上記4(1)に同じ

## 12 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の110）の100分の5以上の額の入札保証金を令和4年10月14日（金）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

保険期間は、本件入札の参加申込後で、令和4年10月4日（火）以前の任意の日を開始日とし、契約締結予定日である令和4年10月20日（水）を終了日とすること。

入札保証金又は入札保証保険証書の保険金額が、契約希望金額（入札書記載金額の100分の110）の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

### (2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

## 13 開札

開札は、入札執行後直ちに、入札者又はその代理人を立ち合わせて行い、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

## 14 無効とする入札

(1) 上記2の一般競争入札参加資格がない者のした入札、入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 一般競争入札参加資格のあることを確認された者であっても、入札時点において資格制限期間中にある者、指名停止中である者等上記2に掲げる一般競争入札参加資格のない者のした入札は、無効とする。

(3) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、その落札決定を取り消す。

## 15 落札者の決定方法

(1) 上記1の調査船「新ひょうご」第4回中間検査受検整備工事（機関部）を履行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、政令第167の10第1項の規定に該当するときは、最低価格の入札者以外の者を落札者とする場合がある。

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上ある場合は、くじによって落札者を決定することとし、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできない。

なお、郵送等による入札者にあつては、立会人がくじを引くこととする。

- (3) 予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札をする。この場合において、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちに、その他の場合にあつては、別に定める日時において入札をする。
- (4) 再度の入札をしても落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、随意契約による。

#### 16 入札に関する条件

- (1) 入札書が、所定の場所に所定の日時までには到達していること。
- (2) 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までには提出されていること。  
ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日(令和4年10月20日(木))までであること。
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- (4) 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- (5) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- (6) 入札書に入札金額、入札者の記名及び押印があり、入札内容が分明であること。
- (7) 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
- (8) 入札金額は、総価格(消費税及び地方消費税相当額を除く。)を記入すること。
- (9) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- (10) 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
  - ア 初度の入札に参加して有効な入札をした者。
  - イ 初度の入札において、(1)から(9)までの条件に違反し無効となった入札者のうち(1)、(4)又は(5)に違反して無効となった者以外の者。
- (11) 落札金額が200万円(消費税及び地方消費税を含む。)を越える場合には、落札決定後、直ちに落札者が暴力団でないこと等についての誓約書及び落札者が契約に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書を提出すること。

#### 17 支払条件

支払条件は、次のとおりとする。

- (1) 前金払 無
- (2) 部分払 無

#### 18 入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災その他やむを得ない理由により入札の執行を行うことができないときは、これを中止する。また、入札参加者の連合の疑い、不正不穏行動をなす等により入札を公正に執行できないと認められるとき、又は競争の実益がないと認められるときは、入札を取り消すことがある。これらの場合における損害は、入札者の負担とする。

#### 19 契約書の作成

- (1) 落札者は、契約担当者から交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から7日以内に契約担当者に提出しなければならない。
- (2) 上記(1)の期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失うことになる。
- (3) 契約書は、2通作成し、双方各1通保有する。
- (4) 契約書の作成に要する費用は、すべて落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は交付する。
- (5) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が、入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

## 20 監督及び検査

監督及び検査は、契約条項の定めるところにより行う。

なお、検査の実施場所は、指定する日本国内の場所とする。

## 21 その他の注意事項

- (1) 申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者は、県の指名停止基準により指名停止される。
- (2) 入札参加者は、刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。
- (3) 契約に当たり、契約候補者が暴力団もしくは暴力団員の統制する下にある者等の統制下でない者であること及び最低賃金額以上の賃金支払いをはじめ労働関係法令を遵守し、業務に関わる労働者の適正な労働条件を確保することについて、制約する書類の提出を求める。(契約額が200万円未満の場合を除く。)

## 22 調達事務担当事務所

〒674-0093 兵庫県明石市二見町南二見22-2

兵庫県立農林水産技術総合センター 水産技術センター

電話番号 (078) 941-8601